

令和 9 年度 一般選抜入学者合否判定基準【公開資料】

1 合否判定方針

中学校より提出された調査書、学力検査及び面接の結果を基にして、学業成績並びに人物を総合的に判断して合否を決定する。

2 合否判定基準方針

令和 9 年度の本校の募集人員の範囲で、調査書、学力検査、面接の結果に基づき、総合的に合否を審議する。

3 審議条項

- (1) 学習成績：評定「1」の教科を持つ者
- (2) 出席状況：出欠の記録について、いずれかの学年において欠席 10 日以上の方
- (3) 面接：面接結果において特に審議を要する者
- (4) その他：特に審議を要する者

4 審議の手順

- (1) 総合点を算出する（調査書と学力検査の比重は 4 対 6）
- (2) 各受検生を総合点の高い順に整列
- (3) 審議条項を持っている受検生の確認
- (4) 各圏の設定
 - ア A 圏・・・総合点で整列した募集人員の約 80% 程度
 - イ A'・・・A 圏で審議条項を持つ者
 - ウ B 圏・・・総合点で整列した募集人員の約 110% 程度で A 圏の方を除く
 - エ C 圏・・・A 圏及び B 圏以外の方
- (5) 以下のアからオの順序で審議を行う。
 - ア A 圏（A' を除く）に属する方を審議する。
 - イ 帰国子女等の方を審議する。
 - ウ A' の方を審議する。
 - エ C 圏の中から、顕著な成績がある方を引き上げる。
 - オ B 圏の方の前記ア、イ、ウで保留になった方と C 圏から引き上げた方を加えて審議する。